平成２８年（フ）第７６号
岩手県下閉伊郡山田町飯岡６－７、開始決定時の住所岩手県下閉伊郡山田町飯岡７－１
破産者　福士　秋彦
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
静岡県浜松市浜北区染地台３丁目32番39号グランディールＣ101、前住所静岡県三島市谷田（小山押切）1358番地の１
破産者　柳川　武雄
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２１４５号
愛知県春日井市上条町６丁目57番地２、従前の住所岐阜県可児市川合北３丁目139番地７
破産者　髙橋　玲子
1　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
2　一般調査期日　平成30年８月７日午前10時40分
平成30年５月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１３号
愛知県知多郡美浜町大字野間字中新田76番地
破産者　森下　芳枝
1　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
2　一般調査期日　平成30年７月17日午前10時20分
平成30年５月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３６１号
大阪府摂津市鳥飼上２丁目１番52―401号
破産者　城内　敬治
1　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
2　一般調査期日　平成30年７月19日午後２時
平成30年５月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７０号
大阪府富田林市若松町５丁目１―1396
破産者　株式会社カンサイ
1　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
2　一般調査期日　平成30年７月19日午前11時
平成30年５月11日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１９１２号
福岡市早良区野芥７丁目７番15―105号、前住所福岡市早良区野芥７丁目24番３―205号
破産者　和田　　光
1　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
2　一般調査期日　平成30年７月10日午後１時30分
平成30年５月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０５１号
名古屋市緑区平手南１丁目1102番地　ファミリアーレ平手南1207号
破産者　伊藤　　修
1　破産債権の届出期間　平成30年６月12日まで
2　一般調査期日　平成30年７月12日午後２時45分
平成30年５月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２２８号
大阪府河内長野市汐の宮町22番30号、開始決定時大阪市平野区加美正覚寺２丁目６番15号ラ・ヴェール正覚寺101
破産者　プロモーションＡＮＮＥＸこと　黒木　正則
1　破産債権の届出期間　平成30年６月13日まで
2　一般調査期日　平成30年７月23日午後２時
平成30年５月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３７号
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字九反野55番地２
破産者　有限会社愛和ハウジング
1　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
2　一般調査期日　平成30年７月27日午前10時
平成30年５月11日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第７６５号
神戸市須磨区白川台５丁目１番地の28フォーラム城ヶ岡参番館406号
破産者　烏野　　勇
1　破産債権の届出期間　平成30年６月15日まで
2　一般調査期日　平成30年７月26日午前10時15分
平成30年５月11日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１８号
岐阜県安八郡安八町牧3685番地の３
破産者　渡辺　克義
1　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
2　一般調査期日　平成30年９月３日午後１時30分
平成30年５月14日
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第１００１号
福岡市博多区東比恵３丁目16番14号
清算株式会社　太陽緑化建設株式会社
代表清算人　北島　信明
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成３０年（ヒ）第２０１２号
東京都文京区湯島３丁目21番４号
清算株式会社　株式会社テクニカルジャパン
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成３０年（ヒ）第２０２０号
東京都中央区八重洲２丁目８番７号
清算株式会社　株式会社ＵＮＩ
代表清算人　村上　博信
1　決定年月日　平成30年５月11日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という。）とする。
2　弁済の方法
本協定における弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都中央区八重洲二丁目８番７号福岡ビル９階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は、協定債権者の負担とする。）。
第２　一般債権
1　一般債権
一般債権とは、協定債権のうち、株式会社日本政策金融公庫を債権者とする債権のうち劣後特約付債権（以下「劣後債権」という。）、村上博信及び村上義明を債権者とする債権（以下「関係者債権」という）並びに利息・遅延損害金にかかる債権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済期間
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定が確定した日から１か月以内に、⑵で定める弁済額を弁済する。
⑵　弁済額
各一般債権者に対する弁済額は、各一般債権者の一般債権額に、次に定めるアからイを減じた金額を弁済原資として、ウで除することにより得られた弁済率を乗じた金額とする。ただし、かかる算定により１円未満の端数が生じた場合には、かかる端数を切り捨てた額を弁済額とする。
ア　本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額
イ　本特別清算が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、本特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び本特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額
ウ　一般債権総額
⑶　免除
清算株式会社は、各一般債権者より、上記⑴の弁済時に、一般債権のうち一般債権額と弁済額の差額及び利息・遅延損害金にかかる債権の全額について免除を受ける。